

番号	内容	関係条項
46	都市計画法第 43 条に基づく建築許可が不要な場合について	法第 43 条第 1 項

市街化調整区域においては、開発行為を伴わない建築行為（改築及び用途変更も含まれます。）についても、原則として建築許可の対象となりますが、次に該当するものについては、スプロール化を惹き起こすおそれがないことから、建築許可が不要となります。

	内 容	該当条項
ア	農林漁業用建築物等の建築行為	法第 43 条本文
イ	公益上必要な建築物の建築行為	法第 43 条本文
ウ	都市計画事業の施行として行う建築行為	法第 43 条第 1 項第 1 号
エ	非常災害のために必要な応急措置として行う建築行為	法第 43 条第 1 項第 2 号
オ	仮設建築物の新築	法第 43 条第 1 項第 3 号
カ	都市計画事業等の施行として行われた開発行為が行われた土地における建築行為	法第 43 条第 1 項第 4 号、政令第 34 条第 1 号
キ	旧住宅地造成事業に関する法律の認可を受けた事業の施行として行う建築行為	法第 43 条第 1 項第 4 号、政令第 34 条第 2 号
ク	既存建築物の敷地内において行う車庫等の附属建築物の建築行為	法第 43 条第 1 項第 5 号、政令第 35 条第 1 号
ケ	建築物の改築又は用途の変更で床面積の合計が 10 ㎡以内のもの	法第 43 条第 1 項第 5 号、政令第 35 条第 2 号
コ	市街化調整区域居住者が自ら営む日常生活用品の販売等のための店舗等の新築 ※延床面積は 50 ㎡以内（延床面積の 50% 以上は業務用に使用）	法第 43 条第 1 項第 5 号、政令第 35 条第 3 号
サ	土木事業等に一時的に使用するための第一種特定工作物の新設	法第 43 条第 1 項第 5 号、政令第 35 条第 4 号

なお、これらの建築行為等を新たに行う場合のほかに、既存建築物の建替（改築）で許可が不要な場合については、よくある質問47「市街化調整区域における既存建築物の建替（改築）について」をご参照ください。

また、建築許可が不要であるかについては、当該建築行為に係る建築物がある敷地が既存宅地であるか等、開発許可審査担当において確認を行った上で判断しますので、必ず開発許可審査担当まで相談いただき、建築許可が不要であることの確認を受けてください。